

令和元年度青森市国民健康保険事業重点事項について

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、地域住民の医療機会の確保や健康の保持・増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、国民健康保険は制度上、「加入者の年齢構成や医療費水準が高い」、「所得水準が低く、さらには所得に占める保険料負担が重い」など構造的課題を抱えていることを受け、これらを解消し、将来にわたって国民皆保険制度を持続可能にするという観点から、平成 30 年度から国において国民健康保険への、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者として努力を行う自治体に対し支援金を交付する保険者努力支援制度などの財政支援の拡充により、財政基盤の抜本的な強化を図るとともに、都道府県が新たに国民健康保険の保険者になることといった国民健康保険の都道府県化が開始され、制度創設以来の大改革が行われた。

また、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太の方針）において、全世代型社会保障を実現するため、保険者による予防・健康づくりの推進を掲げて、保険者努力支援制度の抜本的な強化が打ち出されている。

このような状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を確保するため、次に掲げる重点事項の充実・強化・推進を図り、積極的に展開することとする。

2 重点事項

(1) 資格の適用適正化

被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める。

(2) 保険税の適正賦課

基幹的財源である保険税について、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づいた適正な賦課を行う。

(3) 収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努める。

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定化を図るため、保険税収入の確保のみならず、より一層の医療費支出の適正化に努める。

(5) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、将来的な医療費の伸びを抑制するため、各種健（検）診事業等の受診率及び実施率の向上に努める。

(6) 広報活動の推進

国民健康保険制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

(7) 研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、国、青森県及び青森県国民健康保険団体連合会等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。